



金 沢 市 公 報

号外第13号の2

令和2年(2020年)9月16日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	●訓令甲	
●規 則		○市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱の一部改正について	(税 務 課) 14
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則	(市民協働推進課) 1	●告 示	
○金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則	(人 事 課) 1	○金沢市新生児臨時特別給付金の給付に関する要綱	(子育て支援課) 18
○金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	(スポーツ振興課) 2	○金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱	(健康政策課) 20
○金沢市理容師法施行細則等の一部を改正する規則	(衛生指導課) 2	●公営企業管理規程	
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則	(消防総務課) 14	○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程	(企業総務課) 22

規 則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月16日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第54号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の施行期日を定める規則

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例(令和2年条例第44号)の施行期日は、令和2年11月1日とする。

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月16日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第55号

金沢市職員被服貸与規則等の一部を改正する規則

(金沢市職員被服貸与規則の一部改正)

第1条 金沢市職員被服貸与規則(昭和31年規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項の表中

戸室新保埋立場 埋立場建設事務所

を

戸室新保埋立場

に改める。

別表第2第2項の表中「埋立場建設事務所」を削る。

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第4中

環境局	戸室新保埋立場	環境政策課長	場長
	埋立場建設事務所		所長

を

環境局	戸室新保埋立場	環境政策課長	場長
-----	---------	--------	----

改める。

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第3条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「戸室新保埋立場長 埋立場建設事務所長」を「戸室新保埋立場長」に改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、埋立場建設事務所長」を削る。

(金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部改正)

第5条 金沢市補助組織及び分掌事務規則(平成23年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	戸室新保埋立場		
	埋立場建設事務所		

	戸室新保埋立場		
--	---------	--	--

改める。

第12条の表中「(新廃棄物埋立場を除く。)」を削り、

	3	廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
埋立場建設事務所	1	新廃棄物埋立場の整備計画及び建設に関する事項	

	3	廃棄物処理手数料の収入に関する事項	
--	---	-------------------	--

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第56号

金沢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市体育施設条例施行規則(平成20年規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表中

	第3会議室		
--	-------	--	--

	第3会議室		
金沢市営球技場	半面	3時間以内	

改める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

金沢市理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第57号

金沢市理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市理容師法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市理容師法施行細則(昭和40年規則第26号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

理 容 所 開 設 届 出 書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

開設者 住 所

氏 名

印

(開設者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

理 容 所	所 在 地	
	名 称	
管 理 者 (管理理容師) ※	住 所	
	氏 名	
理容師の氏名及び登録番号 ※		
上記以外の従業者の氏名 ※		
構造及び設備の概要 ※		
開設予定年月日		
同一の場所で開設する 美容所がある場合 ※	名 称	開設予定の場合は、その年月日
	(美容所開設検査確認証の番号) 美第 号	
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)		

備考

- 1 開設者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 付近見取図、構造及び設備の平面図並びに説明書 ※
 - (2) 理容師の健康診断書(結核、皮膚疾患等) ※
 - (3) 管理理容師を置く場合にあっては、その資格を証する書類 ※
 - (4) 開設者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)
- 3 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください(営業の譲渡者が署名する場合は不要です。)

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「営業所」を「理容所」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を加え、「許可営業者」を「理容所の開設者」に改める。

(金沢市美容師法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市美容師法施行細則（昭和40年規則第27号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

美 容 所 開 設 届 出 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

開設者 住 所

氏 名

印

（開設者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	所 在 地 名 称	
管 理 者 (管理美容師) ※	住 所 氏 名	
美容師の氏名及び登録番号 ※		
上記以外の従業者の氏名 ※		
構造及び設備の概要 ※		
開設予定年月日		
同一の場所で開設する 理容所がある場合 ※	名 称	開設予定の場合は、その年月日
	(理容所開設検査確認証の番号) 理第 号	
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)		

備考

- 1 開設者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 付近見取図、構造及び設備の平面図並びに説明書 ※
 - (2) 美容師の健康診断書（結核、皮膚疾患等） ※
 - (3) 管理美容師を置く場合にあっては、その資格を証する書類 ※
 - (4) 開設者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に、「営業所」を「美容所」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を加え、「許可営業者」を「美容所の開設者」に改める。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第3条 クリーニング業法施行細則（昭和40年規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

番号

ウ 従事者数

エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

- 3 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第2号（第2条関係）

無 店 舗 取 次 店 営 業 開 始 届

年 月 日

(宛先) 金沢市長

営業者 本 籍 (県名)

住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

電話番号

(営業者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

無 店 舗 取 次 店	名 称		
	業務用車両の保管場所及び 自動車登録番号又は車両番号		
	営 業 区 域 ※		
	営 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	
	業務用車両の構造の概要 ※	別添のとおり	
	クリーニング業法第3条第3 項第5号に規定する洗濯物※	1 取り扱う	2 取り扱わない
	従 事 者 数 ※	人	
	クリーニング師 ※	クリーニング師 ※	
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
本籍地 (県名)			
住 所			
免許取得県名			
免許登録番号	第 号	第 号	
免許登録年月日	年 月 日	年 月 日	
(営 業 の 譲 渡 の 場 合) 営 業 の 譲 渡 者 の 署 名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)			

備考

- 1 営業者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 業務用車両の構造の概要書 ※
- (3) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類
 - ア クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - イ クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - ウ 従事者数
 - エ 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

3 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「次のとおり」を削り、「により」の次に「、次のとおり」を、「戸籍謄本」の次に「又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を加え、「許可営業者」を「営業者」に改める。

（金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の一部改正）

第4条 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則（昭和55年規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の施行に関し」を削る。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第3条第1項の許可を受けて簡易宿所営業を営む者が当該簡易宿所営業を譲渡したときは、当該簡易宿所営業を譲り受けた者は、簡易宿所の玄関帳場に変更がない場合に限り、当該簡易宿所の玄関帳場に関する附属書類の添付を省略することができる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

旅 館 業 許 可 申 請 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日生

（申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。）

旅館業法第3条第1項の規定による旅館業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別 ※	
特 例 施 設 ※	(1) キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設 （ 年 月から 年 月まで） (2) 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの (3) 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設 （ 年 月から 年 月まで）

	(4) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設	
申請者の欠格事項	(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であること。	
	(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないこと。	
	(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。	
	(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していないこと。	
	(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しないこと。	
	(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当すること。	
	(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があること。	
	(8) (5)に該当する者がその事業活動を支配すること。	
営業施設の構造設備の概要※	別添のとおり	
宿泊衛生責任者		
(営業の譲渡の場合) 営業の譲渡者の署名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)		

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 特例施設の欄は、該当事項があるときは、その項目の番号に○を付けてください。
- 3 申請者の欠格事項の欄は、該当事項がないときは「無」と記載し、該当事項があるときはその内容を記載してください。
- 4 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 構造設備の概要書（敷地、建物及び各室の名称、面積、構造設備、定員等を記載したもの）※
 - (2) 施設平面図（1/100程度のもの）※
 - (3) 営業施設の付近見取図（付近の学校等との距離が確認できるもの）※
 - (4) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し
 - (5) 敷地及び建物の所有関係を証する書類並びに申請者以外の者が所有する場合にあっては、その所有者の承諾書の写し
 - (6) 建築基準法による確認通知書又は検査済証（用途変更に係るものを含む。）の写し ※
 - (7) 消防法令適合通知書の写し ※
 - (8) 水道水以外の水を飲用水として使用する場合にあっては、その水質検査成績書の写し
 - (9) 共同の浴室を設ける場合にあっては、当該浴室に係る湯水の配管系統を明らかにする図面 ※
- 5 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第4号 (第5条関係)

公衆浴場営業者地位承継届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 住 所
氏 名 印

年 月 日生

被相続人との続柄

(届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

公衆浴場の営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した公衆浴場	名 称	
	所 在 地	
	種 別	普通公衆浴場 ・ その他の公衆浴場
	許可の年月日 及び 番 号	年 月 日金沢市指令収第 号
被 相 続 人 (合併により消滅 した法人又は分割 前の法人)	住 所 (事務所の所 在地)	
	氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	
相 続 開 始 年 月 日 (合併又は分割の 年月日)	年 月 日	
承 継 の 理 由		

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 合併又は分割により浴場業を承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 相続により浴場業を承継する場合は、次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(金沢市興行場法施行条例施行規則の一部改正)

第6条 金沢市興行場法施行条例施行規則(昭和59年規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第2号から第4号までに掲げる書類のうち変更がないものの添付を省略することができる。

第2条第3項第1号ア中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

興行場営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

興行場を営業したいので、金沢市興行場法施行条例第3条の規定により、次のとおり申請します。

興 行 場	名 称					
	所 在 地					
	興行場の種別 ※					
	興行場の区別 ※	常 設 仮 設				
	開設予定年月日	(仮設興行場にあつては、営業期間)				
	入場者定員 ※	人				
管 理 人	氏名及び生年月日					
	住所及び電話番号					
公衆衛生者責任者	住所、氏名及び生年月日					
構 造 設 備 の 概 要 ※	階 別 区 分	階	階	階	計	
	延 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	居室面積	観 覧 室				
		便 所				
	便 器 数	男 大	個	個	個	個
		男 小				
		女 計				
	観 覧 席	い す 席	席	席	席	席
		座 席				
		ま す 席				
		立 見 席				
	照 度	観覧席 (休憩時)	ルクス	ルクス	ルクス	ルクス
		” (上演時)				
		ロ ビ ー				
		廊 下				
便 所						
敷 地 面 積	階 段					
	敷 地 面 積	m ²				
空 気 換 気 設 備 の 種 類	観 覧 室					
	そ の 他					
(営 業 の 譲 渡 の 場 合) 営 業 の 譲 渡 者 の 署 名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)						

備考

- 1 申請者の住所及び氏名欄には、法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 管理人の欄は、営業者が雇用又は委託により興行場を管理する者を置く場合に記入してください。
- 3 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
 - (2) 付近見取図（半径100メートル以内のもの） ※
 - (3) 平面図 ※
 - (4) 構造設備を明らかにする図面 ※
 - (5) 敷地又は施設の所有関係を証する書類
 - (6) 建築基準法に基づく建築確認（用途変更を含む。）を証する書類の写し
- 4 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第2号（第2条関係）

興行場営業者地位承継届出書

年 月 日

（宛先）金沢市長

届出者 住 所
氏 名 ㊟
年 月 日生

被相続人との続柄

〔届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。〕

興行場の営業者の地位を承継したので、金沢市興行場法施行条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

承継した興行場	名 称	
	所 在 地	
	許可の年月日及び番号	年 月 日金沢市指令収第 号
被 相 続 人 （合併により消滅した法人又は分割前の法人）	住 所 （事務所の所在地）	
	氏 名 （名称及び代表者の氏名）	
相 続 開 始 年 月 日 （合併又は分割の年月日）		年 月 日
承 継 の 理 由		

備考

- 1 届出者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 合併又は分割により営業者の地位を承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により興行場を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 3 相続により営業者の地位を承継する場合は、次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書

(金沢市食品衛生法施行細則の一部改正)

第7条 金沢市食品衛生法施行細則(平成12年規則第24号)の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第8条関係)

営業許可申請書(新規・継続)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

㊞

年 月 日生

(申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)

営業の許可を受けたいので、食品衛生法施行規則第67条第1項第2項の規定により、次のとおり申請します。

営 業 所	所 在 地				
	名称、屋号又は商号				
営 業 設 備 の 大 要 ※					
	許可番号及び許可年月日 (継続申請時のみ記入)		営 業 の 種 類 (種 目)		
1					
2					
3					
4					
5					
申請者の 欠格条項	食品衛生法又はこの法律に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。			有 () ・無	
	食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないこと。			有 () ・無	
食品衛生 責 任 者	住 所				
	氏 名				
	資 格	資格の種類	取得年月日	番 号	取得県市名
使用水の種類					
(営 業 の 譲 渡 の 場 合) 営 業 の 譲 渡 者 の 署 名 (営業の譲渡を証する書類を添付する場合は不要)					

備考

- 1 申請者の住所及び氏名の欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 営業所付近の見取図(継続申請時は不要)※
 - (2) 営業施設の構造仕様書、平面図及び設備配置図(継続申請時は不要)※

- (3) 水道水以外の水を使用する場合には、水質検査成績書の写し
- 3 申請者の欠格条項は、法人にあつては、その実務を行う役員を含むものとします。
- 4 営業の譲渡の場合は、※印の欄のうち変更がない事項の記載を省略し、又は※印の書類のうち変更がない書類の添付を省略することができます。この場合には、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付してください（営業の譲渡者が署名する場合は不要です。）。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「戸籍謄本」の次に「又は登記官から交付を受けた法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第58号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第三消防団の表金石分団の項中「金石海禅寺町」を「金石海禅寺町 金石下寺町 金石上浜町 金石浜町 金石松前町 金石御船町」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第6号

庁 中 一 般

市税に係る徴収金の納付又は納入の委託に関する事務取扱要綱（昭和30年訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

第4条第2項中「第2号様式」を「第3号様式」に、「記載させなければ」を「記載させ、納付（納入）受託証書（控）と併せて保管させなければ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「（第1号様式）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

納付又は納入の委託を受けた税務課職員は、法第16条の2第2項に規定する納付受託証書又は納入受託証書を交付しようとするときは、納付（納入）受託証書、納付（納入）受託証書（控）（第1号様式）及び納付（納入）受託証書原符（第2号様式）を作成するものとする。

第5条第3項中「前条第1項」を「前条第2項」に改める。

第7条を削る。

第8条中「納付（納入）受託証書受払簿（第3号様式）」を「納付（納入）受託証書発行記録一覧（第4号様式）」に、「所要の記録をする」を「納付（納入）受託証書原符との照合を行う」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

(3) 給付請求・受給者 新生児臨時特別給付金の給付を請求し、及びこれを受給することができる者をいう。

(給付対象児童)

第3条 給付対象児童は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた児童のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 出生後、最初に本市の住民基本台帳に記録された児童（令和2年9月14日までに生まれた者にあつては、同月15日において本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）

(2) 出生日において、配偶者その他の親族からの暴力を理由に本市に避難し、当該配偶者その他の親族と生計を別にしていない者（次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出た者に限る。）の同伴する児童であつて、出生日において本市の住民基本台帳に記録されていないもの（令和2年9月14日までに生まれた者にあつては、同月15日において本市に居住している者に限る。）

ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。

イ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所（以下「婦人相談所」という。）による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター等の機関をいう。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所に設けられた一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は売春防止法第36条に規定する婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される当該証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

ウ その他ア又はイに掲げるものと同等の要件を満たしているものとして本市が認めること。

(給付請求・受給者)

第4条 給付請求・受給者は、給付対象児童の保護者（親権者、未成年後見人その他の者で児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、新生児臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に定める者を給付請求・受給者とする。ただし、既に同項の規定による給付請求・受給者に対して新生児臨時特別給付金の給付が決定されている場合は、この限りでない。

<p>(1) 給付対象児童が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業（同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）を行う者又は里親（同法第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）に委託されている児童（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）であることを本市が把握した場合</p>	<p>当該給付対象児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親</p>
<p>(2) 給付対象児童が児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院（以下「乳児院」という。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院への入所をしている児童を除く。）であることを本市が把握した場合</p>	<p>当該給付対象児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関又は乳児院の設置者</p>
<p>(3) 給付対象児童が前条第2号に該当することを本市が把握した場合</p>	<p>当該給付対象児童を同伴する保護者</p>

(給付額)

第5条 新生児臨時特別給付金の給付額は、給付対象児童1人につき100,000円とする。

(請求及び給付の方式)

第6条 新生児臨時特別給付金の給付は、給付請求・受給者の請求により行うものとする。

2 給付請求・受給者による請求及び新生児臨時特別給付金の給付は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送請求方式(給付請求・受給者が市長が別に定める請求書(以下「請求書」という。)を郵送により市長に提出することにより、当該給付請求・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口請求方式(給付請求・受給者が請求書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該給付請求・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

3 市長は、第1項の請求の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該請求をする者が給付請求・受給者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の請求の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該給付請求・受給者が本人であることの確認を行うものとする。

(請求受付開始日及び請求期限)

第7条 新生児臨時特別給付金の給付の請求に係る受付を開始する日は、令和2年10月1日とする。

2 新生児臨時特別給付金の給付の請求の期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年4月30日とする。

(給付)

第8条 市長は、第6条の規定による新生児臨時特別給付金の給付の請求があったときは、速やかにその内容を審査の上、当該給付請求・受給者に対し、新生児臨時特別給付金を給付する。

(給付に関する周知)

第9条 市長は、給付請求・受給者及び給付対象児童の要件、請求の方法、請求受付開始日その他の新生児臨時特別給付金の給付に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(請求が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第7条第2項の期限までに新生児臨時特別給付金の給付の請求を行わない者は、新生児臨時特別給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 請求書の不備による振込不能等、給付請求・受給者の責めに帰すべき事由により新生児臨時特別給付金の給付ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該請求が取り下げられたものとみなす。

(新生児臨時特別給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により新生児臨時特別給付金の給付を受けた者に対し、給付を行った新生児臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 新生児臨時特別給付金の給付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第304号

金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年9月16日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市ロタウイルスワクチン任意接種支援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロタウイルスワクチンを接種した乳児の保護者への支援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ロタウイルスワクチン 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の2の表の上欄に掲げるワクチンをいう。

- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護するものをいう。
- (3) 支援給付金 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第1条第4号に規定するロタウイルス感染症について予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づく予防接種の対象とならない乳児の保護者への支援として本市が支給する給付金をいう。
- (4) 対象乳児 支援給付金の支給額の算定の基礎となる乳児をいう。
(支援給付金の支給対象者)

第3条 支援給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、対象乳児の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象乳児が第7条第1項の規定による申請の日(以下「申請日」という。)において次条第2号エに該当することを本市が把握した場合には、支援給付金は、当該対象乳児を同伴する保護者に対して支給する。ただし、既に前項の規定による支給対象者に対して支援給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

(対象乳児)

第4条 対象乳児は、令和2年4月2日から同年7月31日までの間に生まれた乳児のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げるロタウイルスワクチンを、生後6週に至った日の翌日から、それぞれ同表の中欄に掲げる日までに、同表の右欄に掲げる回数接種した乳児

ロタウイルスワクチン	日	回数
経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	生後24週に至る日の翌日	2回
5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	生後32週に至る日の翌日	3回

- (2) 前号の表の左欄に掲げるロタウイルスワクチンを接種した全ての日において、次のアに該当し、かつ、次のイからエまでのいずれかに該当する乳児

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者の世帯に属さない乳児

イ 本市の住民基本台帳に記録されている乳児

ウ 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転に係る措置に関する法律(平成23年法律第98号)第2条第3項に規定する避難住民である乳児であつて、本市を同法第4条第1項に規定する避難場所として同項から同条第3項までの規定により届け出ているもの

エ 配偶者その他の親族からの暴力を理由に本市に避難し、当該配偶者その他の親族と生計を別にしており(次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出た者に限る。)の同伴する乳児であつて、本市の住民基本台帳に記録されていないもの

(ア) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が出されていること。

(イ) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条に規定する婦人相談所(以下「婦人相談所」という。)による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書(婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター等の機関をいう。)が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所に設けられた一時保護所(一時保護委託契約施設を含む。)又は売春防止法第36条に規定する婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される当該証明書と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

(ウ) 乳児がロタウイルスワクチンを最初に接種した日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)による支援措置の対象となっていること。

(エ) その他(ア)から(ウ)までに掲げるものと同等の要件を満たしているものとして本市が認めること。

- (3) 申請日において、前号イからエまでのいずれかに該当する乳児

(支給額)

第5条 支援給付金の支給額は、対象乳児1人につき20,000円とする。

(申請期限)

第6条 支援給付金の支給の申請の期限は、令和3年3月31日とする。

(申請及び支給の方式)

第7条 支援給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び支援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申請方式(申請者が申請書(前項の申請書をいう。以下同じ。)を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を經由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、母子健康手帳、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第8条 代理人(支援給付金の支給の申請を代理する者をいう。)は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(支給の決定及び支給)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による支援給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支援給付金の支給を決定し、当該支給対象者に対し、支援給付金を支給する。

(支援給付金の支給に関する周知)

第10条 市長は、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付期限その他の支援給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 第6条の期限までに、支援給付金の支給の申請を行わない者は、支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定により支援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により支援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(支援給付金の返還)

第12条 市長は、支援給付金の支給を受けた後に当該支援給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により支援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 支援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年9月16日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

●金沢市公営企業管理規程第6号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程
(金沢市水道給水条例施行細則の一部改正)

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「金石海禪寺町」を「金石海禪寺町 金石下寺町 金石上浜町 金石浜町 金石松前町 金石御船町」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「金石海禪寺町」を「金石海禪寺町 金石下寺町 金石上浜町 金石浜町 金石松前町 金石御船町」に改める。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

令和2年(2020年)9月16日 印刷
令和2年(2020年)9月16日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄